

お知らせ〈感染症〉

お子さまが感染症の病気になった場合は、完全に治してから登校をお願いします。

ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。

出席停止の期間については、以下の通りです。

なお、医師により感染の恐れがないと認められたときは、この限りではありません。

登校するときに、下記証明書を必ずお持ちください。

	病 名	出席停止の期間
1	インフルエンザ	発症した後5日をすぎ、かつ、解熱した後2日をすぎまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後、3日をすぎまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後5日をすぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
5	風疹（三日ばしか）	発しんが消えるまで
6	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状がなくなった後、2日をすぎまで
8	結核	感染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ、全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅斑（りんご病）	発しん以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	その他の感染症 ()	

・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとりせん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

証 明 書

学校長殿

年 組 氏名

病名

月 日 から登校してもよいことを証明いたします。

平成 年 月 日 医師